

	契 約 係 用
○	業 者 用

令和 5 年度

業 務 委 託 仕 様 書

委託業務一覧表 通年業務委託番号 4 6 0名 称 時計装置保守（南北線・東西線）

特定随契の場合

その業者名 _____

要求課 _____ 電気課

(外線 896-2734)

担当者 松島 弘和 (内線 2644)

札幌市高速電車

時計装置保守（南北線・東西線）

特 記 仕 様 書

令和5年度

札幌市交通局高速電車部

電 気 課

第1章 一般仕様

1 業務概要

本業務は札幌市高速電車のコンコース及びホーム等に設備されている時計や、時刻情報を必要とする他装置に対し、正確な時刻情報を提供することを目的に設備された時計装置の維持管理業務を行うものである。

2 適用範囲

本仕様書は札幌市高速電車電気時計装置の維持管理業務に適用する。

なお、業務の履行にあたっては、本仕様書その他、札幌市高速電車電気設備保守業務委託共通仕様書に準拠すること。

3 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

4 提出書類

札幌市高速電車電気設備保守業務委託共通仕様書に明記している提出書類の他に、以下の書類を提出すること。

(1) 要員名簿

氏名、年齢、経歴、健康保険被保険者証の写し等の雇用関係を証明できるものを添付すること。健康保険被保険者証の写しについては、生年月日、性別以外の個人情報削除すること。

なお、出向社員の場合は出向契約書の写しを提出し、契約社員の場合は雇用契約書の写しを添付すること。この場合、雇用関係以外の欄の削除は可能とする。

(2) 定期点検、故障修理、調整、部品ユニット交換等を行った場合には、速やかに報告書により報告するものとする。

(3) 各機器単位で、故障の履歴が判るように調書を作成保管し、委託者の指示により、提出すること。詳細は委託者の指示に従うものとする。

上記書類以外その他、委託者が必要と認めた書類は、その都度、委託者の指示に従い提出すること。

第2章 委託仕様

1 委託対象機器

(1) 親時計装置

ア. 南北線

麻生駅及び真駒内駅に設備されている親時計装置

イ. 東西線親時計装置

南郷7丁目駅、南郷13丁目駅、南郷18丁目駅、大谷地駅、ひばりが丘駅、新さっぽろ駅、東車両基地に設備されている親時計装置

(2) 子時計

上記、親時計装置に接続されている子時計及び西車両基地に設備されている子時計

なお、親時計装置に接続されている子時計の設置駅等は付図1「南北線・東西線時計装置系統図」のとおり。

2 定期点検（1年点検）

(1) 点検対象機器及び数量

付表1のとおり。

(2) 点検内容

定期点検に当たっては、委託者発行の高速電車運転保安設備整備心得に従うものとする。本委託業務に係わる部分については、別冊「高速電車運転保安設備整備心得」(南北・東西線時計装置保守用：抜粋)のとおりである。

(3) 点検時期

定期点検は、9月1日より11月30日の間に行うものとする。

なお、点検時間帯は、日中は09時00分～17時00分の間で実施すること。

3 故障等の対応

システムに故障等が発生した場合には、速やかに出勤し、復旧させるとともに、その原因について調査を行うものとする。

なお、上記対応に係わる経費については、委託者の積算基準に従い、別途支払うものとする。

(1) 対象機器

対象となる機器の範囲は、定期点検対象の親時計装置及び親時計装置に接続されている全ての子時計とする。

親時計装置に接続されている子時計の設置駅等は付図1「南北線・東西線時計装置系統図」のとおりである。

(2) オンコール体制

故障発生時、指令所の指令員、または、電気課係員からのオンコールに対して、迅速に対応し、復旧に努める。オンコール体制は24時間体制とする。

4 作業責任者

委託業務の作業責任者は、委託者が指定する作業認定者とし、「作業認定者取扱要領」に基づく諸手続き及び作業管理を行うものとする。

5 再委託について

契約書に規定する再委託の禁止とは、次に掲げるものをいい、受託者は、これを再委託することはできない。

ア 総合的な業務履行計画及び進捗状況

イ 点検手法の決定及び技術的な判断

なお、前述の再委託の禁止以外については、専門業者等への再委託を可能とする

が、再委託する業務範囲及び選考する業者について、事前に委託者の承諾を得ること。

また、受託者は、業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、他工事との調整、履行計画、工程管理、品質管理、安全管理、再委託業者の監督等全ての面において主体的な役割を果たすこととし、常に業務主任が指揮・監督等の業務を行うこと。

6 その他

- (1) 修理及び点検に使用する部品は、払出請求により委託者の承認後現物を支給する。
- (2) 委託者の指示により、保守対象設備に関する故障・障害・老朽化・その他技術的な諸問題についての、調査・検討を行うこと。また、必要に応じて、メーカーの協力を受けながら実施すること。
- (3) 保守対象設備の運用に関して、安定的な運用方法および技術的改良等に有効な技術情報、提案があれば委託者に提示し、当該設備の安定稼動に協力すること。
- (4) 故障発生時、必要に応じ予備機器又は予備ユニットを貸与する。なお、修理後は速やかに修理品と交換し返却すること。
- (5) 計測器類は、必要に応じ貸与するものとするが、保管には十分注意すること。
- (6) 委託者から借り受けて使用する鍵類については、適正に管理し鍵借用書を提出すること。また、当局鍵貸与管理簿に必要事項を記入すること。

(7) 保守要員の資格等

保守要員は、直接雇用契約関係にあるものでなければならない。

また、出向社員及び契約社員の場合は、出向社員にあっては出向契約書の写し、契約社員にあっては雇用契約書の写しを提出し、委託者の承諾を得ること。

この場合、契約期間が当該委託期間の終了前にある場合は認めない。さらに、出向社員及び契約社員は業務責任者としては認めず、両者の人数は当該保守要員の概ね半数までとする。

ただし、高年齢者雇用安定法による雇用等により、従前から継続して雇用される出向社員及び契約社員は出向契約書及び雇用契約書の期限を問わないものとする。

なお、特殊作業における場合等、委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。

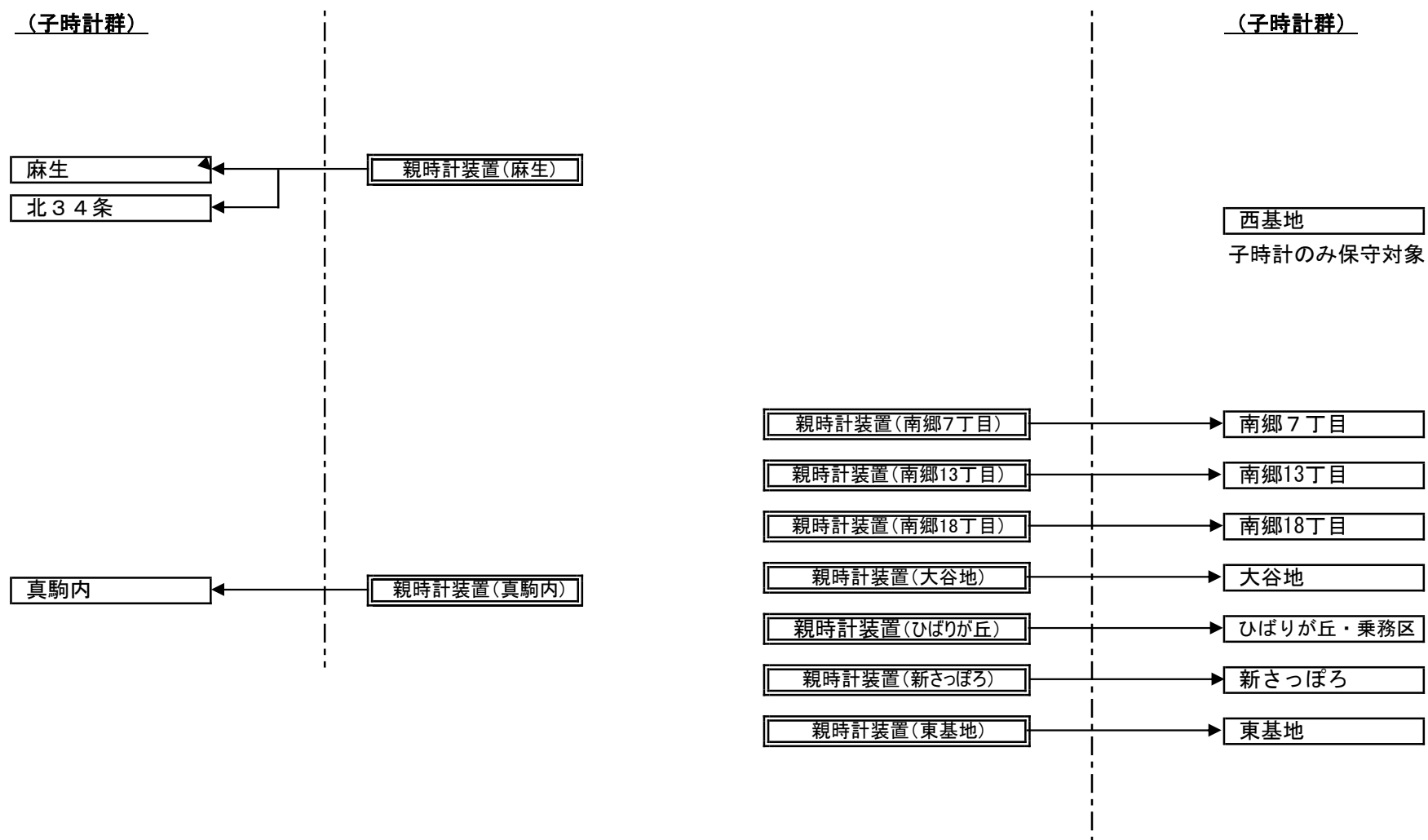
- (8) 業務の履行にあたり産業廃棄物が生じる場合は、処理方法等について委託者と協議すること。
- (9) 支払い方法については、支払い予定表に基づき年2回とする。なお、端数が発生した場合は初回に処理するものとする。

【時計装置保守（南北線・東西線）支払い予定表】

回	業務の期間	支払い率
1回目	4月～11月	90%
2回目	12月～3月	10%
合 計		100%

- (10) 仕様書に明記されていない事項については、委託者と協議すること。

付図1 南北線・東西線 時計装置系統図



付表1 点検対象機器数量

		親時計装置	子時計(駅部)						
			集光式 (両面)	集光式 (片面)	L E D内照		背照式 (両面)	背照式 (片面)	
南北線	麻生	1	3						
	北34条		4						
	真駒内	1	2						
東西線	南郷7丁目	1			8				
	南郷13丁目	1			5				
	南郷18丁目	1			5				
	大谷地	1			5				
	ひばりが丘	1			6				
	新さっぽろ	1			5				
	東車両基地	1					9	23	
	西車両基地				11				

高速電車運転保安設備整備心得

（南北線・東西線時計装置用抜粋）

交通局高速電車部

電気課

目 次

第1編 総則

- 第 1 章 検査の種類
- 第 2 章 検査後の措置
- 第 3 章 新設等を行った設備の検査
- 第 4 章 記録の保存

第2編 検査及び整備

- 第 1 章 適用範囲
- 第 2 章 南北線親時計装置
- 第 3 章 東西線親時計装置
- 第 4 章 子時計

第3編 検査周期

- 第 1 章 点検項目詳細表
- 第 2 章 南北線親時計装置
- 第 3 章 東西線親時計装置
- 第 4 章 子時計

改正 平成23年3月心得第 3号
改正 平成24年3月心得第 5号
改正 平成25年3月心得第 2号
改正 平成26年3月心得第 7号
改正 平成27年3月心得第 1号
改正 平成28年3月心得第 2号
改正 平成29年3月心得第 8号

改正 平成30年3月心得第 4号
改正 平成31年4月心得第 2号
改正 令和 2年3月心得第 3号
改正 令和 3年3月心得第 4号
改正 令和 4年3月心得第 7号

第 1 編 総 則

高速電車運転保安設備（以下「保安設備」という。）の点検整備及び維持管理は、別に定めるもののほか、この整備心得によらなければならない。

第1章 検査の種類

（1）定期検査

設備を常に正常な状態に保持するため、一定期間を経て、点検整備を行うもので、時期は設備の使用状況、設置環境及び機能低下の程度等を考慮し、決定する。

（2）臨時検査

臨時検査は、定期検査に準じて、次の場合に行う。

- イ. 設備の新設、改造又は修理を行ったとき。
- ロ. 設備の異常を認めたとき、又は異常の発生する恐れがあるとき。
- ハ. 設備の使用を一時休止し、再度使用するとき。
- ニ. 設備の寿命診断あるいは、機能を継続的に維持するために、異常の有無を判定するとき。
- ホ. その他必要なとき。

第2章 検査後の措置

検査の結果、異常を発見した場合は、試験、調整、取替、補修等の必要な措置を行い、関係課所に連絡しなければならない。

第3章 新設等を行った設備の検査

新設、改造又は修理した設備は、機能確認・安全性の確認を行わなければならない。但し軽易な改造又は修理をした場合は、これを省略することができる。

第4章 記録の保存

- （1）検査、試験及び補修を行ったときは、その年月日、成績その他必要事項を記録し、5年間保存しなければならない。
- （2）主要保安設備の記録は、設備台帳に記録し、保存しなければならない。

附則 高速電車運転保安設備整備心得（昭和63年10月心得第4号）

附則（平成16年 3月心得第 1号）

この心得は令和4年 4月 1日より施行する。

第 2 編 検査及び整備

各設備の検査及び整備は、次に定める基準に基づき行われなければならない。

第1章 適用範囲

検査及び整備を実施する装置は以下のとおりとする。

- 1 南北線親時計装置
 - (1) 麻生駅・真駒内駅
- 2 東西線親時計装置
 - (1) 南郷7丁目～新さっぽろ・東車両基地
- 3 子時計
 - (1) アナログ子時計(LED及び集光式)
 - (2) アナログ子時計(背照式)
東車両基地、西車両基地、麻生、北34条

第2章 南北線親時計装置

1 麻生駅・真駒内駅

本装置は、水晶発振盤(2重系)、親時計モニター盤(デジタル)、回線モニター盤(アナログ)、運転切替盤、信号分岐盤、回線制御盤、デジタル制御盤、充電器盤(2重系)、ラジオコントローラ盤、警報盤で構成されている。

(1) 外部点検

- (イ) 収容架の破損、変形の有無確認、清掃
- (ロ) 総合端子盤の結線状態の確認
- (ハ) 各ユニット類の取り付け、コネクタ類の締付状態の確認
- (ニ) スイッチ、表示ランプ、コネクタ、ファン等の損傷、消耗の点検
- (ホ) 正しい時刻表示の確認

(2) 測定項目及び標準値(限界値)

- | | |
|----------------------------|-----------|
| (イ) AC入力電圧 | 100V±10% |
| (ロ) 1・2号整流電圧 | DC22V～30V |
| (ハ) 1号バッテリー電圧 | DC22V～30V |
| (ニ) 2号バッテリー電圧 | DC22V～30V |
| (ホ) ラジコン出力電圧 | 1V～2V |
| (ヘ) 1秒信号出力電圧 | 24V±10% |
| (ト) 30秒信号出力電圧 | 24V±10% |
| (チ) 1・2号水晶発振周波数(4915.2KHZ) | 週差±0.7秒以内 |

(3) 動作確認

- (イ) 1・2号の同期信号、切換動作、位相ずれの確認
- (ロ) 1、30秒パルスの修正機能確認
- (ハ) 1・2号デジタル信号の出力確認(年・月・日・曜日・時・分・秒)
- (ニ) FMラジオの受信状態の確認
- (ホ) アナログモニター時刻確認
- (ヘ) 信号分岐盤各入力信号確認

(4) 警報出力の確認

- (イ) 1号故障
- (ロ) 2号故障
- (ハ) 位相差故障
- (ニ) 30秒回線故障
- (ホ) 1秒回線故障
- (ヘ) 30秒パルス故障

- (ト) 1秒パルス故障
- (チ) デジタル故障
- (リ) AC電源故障
- (ヌ) DC電源故障
- (ル) 各警報用LED表示、ブザー鳴動動作確認

第3章 東西線親時計装置

1 南郷7丁目～新さっぽろ・東車両基地

本装置は、親時計盤、親モニター盤（アナログ）、回線モニター盤（アナログ）、AC受電・回線故障盤、総合端子盤で構成されている。

(1) 外部点検

- (イ) 収容架の破損、変形の有無確認、清掃
- (ロ) 総合端子盤の結線状態の確認
- (ハ) 各ユニット類の取り付け、コネクタ類の締付状態の確認
- (ニ) スイッチ、表示ランプ、コネクタ、ファン等の損傷、消耗の点検
- (ホ) 正しい時刻表示の確認

(2) 測定項目及び標準値（限界値）

- | | |
|------------------------|------------|
| (イ) AC入力電圧 | AC100V±10% |
| (ロ) 整流電圧 | DC22V～30V |
| (ハ) バッテリー電圧 | DC22V～30V |
| (ニ) 1秒出力信号電圧（ひばりが丘駅のみ） | 24V±10% |
| (ホ) 30秒出力信号電圧 | 24V±10% |
| (ヘ) BCD出力信号電圧（東車両基地のみ） | 5V±5% |

(3) 動作確認及び警報出力確認

- (イ) 時報受信の機能動作（NHK・FM）
- (ロ) 1秒信号修正機能（ひばりが丘駅のみ）
- (ハ) 30秒信号修正機能
- (ニ) 各アナログモニタ時刻表示
- (ホ) デジタルモニタ曜日時刻表示
- (ヘ) デジタルモニタ時刻修正機能
- (ト) 停電時自動切換動作
- (チ) 各故障検出信号出力（回線・電源）
- (リ) 警報出力・LED表示機能
- (ヌ) 各スイッチの機能、ランプ表示機能

第4章 子時計

1 アナログ子時計

(1) 背照式（東車両基地、麻生、北34条）

- (イ) 供給電圧、信号電圧測定
- (ロ) 内部照明交換（蛍光管）
- (ハ) 動作状態、現在時刻表示確認
- (ニ) ケース及び内部清掃

(2) LED式（南郷7丁目～新さっぽろ、西車両基地）

- (イ) 供給電圧、信号電圧測定
- (ロ) 動作状態、現在時刻表示確認

(ハ) ケース及び内部清掃

(3) 集光式 (南北線：各駅)

(イ) 供給電圧、信号電圧測定

(ロ) 動作状態、現在時刻表示確認

(ハ) ケース及び内部清掃

第3編 検査周期

各設備における定期検査の周期は、次に定めるとおりとする。
ただし、必要と認めた場合は、その都度検査を行うものとする。

第1章 点検項目詳細表

記号	詳細項目
A	本体の電源断，または安全を確認後，筐体内外にほこりをたてないように清掃する。 筐体及び外部塗装面は，中性洗剤で清掃し，乾いた布で拭きとること。 清掃後は筐体内外の破損，損傷または異音，異臭などの無いことを確認する。
B	測定器等を使用し，定格内であることを確認すること。
C	プリント基板，コネクタ等の固定状態にガタ・緩みなどの無いか，また各端子などのネジに緩みがないか，ドライバーなどの工具を使用して確認する。
D	スイッチ，ランプ，メータ類の動作を確認する。
E	切換動作・正常動作の確認及び故障・警報出力の確認
F	蛍光灯・グロー及びランプ交換
G	目視確認（器具の固定・接続状態，劣化状態）

第2章 南北線親時計装置

1 真駒内駅、麻生駅

項番	点検項目	詳細表	1年		備考
1	《各部点検清掃》				
	(1) 収容架の破損，変形の有無確認	A	○		
	(2) 各ユニット類の取り付け，コネクタ類の締め付け状態	C	○		
	(3) スwitch，表示ランプ，コネクタ，ファン，メータ等の動作状態，損傷，消耗の点検	D	○		
	(4) 端子盤の結線状態確認	C	○		
	(5) 正しい時刻表示の確認	E	○		
2	《測定項目》				
	(1) 1・2号入力電圧 (AC100V±10%)	B	○		
	(2) 整流電圧 (DC22V～DC30V)	B	○		
	(3) 1・2号バッテリー電圧 (DC22V～DC30V)	B	○		バッテリーの耐用年数約5年
	(4) 時報受信機能・動作、ラジコン電圧測定 (1～2V)	B・E	○		NHK FM 受信
	(5) 1秒信号出力電圧 (DC24V±10%)	B	○		
	(6) 30秒信号出力電圧 (DC24V±10%)	B	○		
	(7) 水晶発振周波数 (4915.2KHz)	B	○		週差±0.7秒以内
3	《動作確認》				
	(1) 1・2号機の同期信号、位相ずれ確認	E	○		
	(2) 1・2号機の切換動作確認	E	○		
	(3) 1・30秒パルスの修正機能確認	E	○		
	(4) アナログモニタ時刻確認	E	○		
	(5) デジタル信号の確認 (年・月・日・曜日・時・秒)	E	○		
	(6) FMラジオの受信状態	E	○		
	(7) 各警報出力，ヒューズ，LED表示，ブザー鳴動確認	E	○		
	(8) 信号分岐盤の各入出力信号確認	E	○		

第3章 東西線親時計装置

1 南郷7丁目駅～新さっぽろ駅、東基地

項番	点 検 項 目	詳細表	1 年		備 考
1	《外部点検清掃》				
	(1) 収容架の破損, 変形の有無	A	○		
	(2) 各ユニット類の取り付け, コネクタ類の締付け状態 総合端子盤の結線状態の確認	C	○		
	(3) スイッチ, 表示ランプ, コネクタ, ファン, メータ等の動作状態, 損傷, 消耗の点検	D	○		
	(4) 正しい時刻表示の確認	E	○		
2	《測定項目》				
	(1) AC入力電圧 (AC100V $\pm$ 10%)	B	○		
	(2) 整流電圧 (DC22V $\sim$ DC30V)	B	○		
	(3) バッテリー電圧 (DC22V $\sim$ DC30V)	B	○		
	(4) 1秒出力信号電圧 (DC24V $\pm$ 10%)	B	○		ひばりが丘駅のみ
	(5) 30秒出力信号電圧 (DC24V $\pm$ 10%)	B	○		
3	(6) BCD出力信号電圧 (DC5V $\pm$ 5%)	B	○		東車両基地のみ
	《動作確認, 警報出力確認》				
	(1) 時刻修正機能の確認 (NHK・FM)	E	○		
	(2) 1秒信号修正機能	E	○		ひばりが丘駅のみ
	(3) 30秒信号修正機能	E	○		
	(4) 各アナログモニタ時刻表示	E	○		
	(5) デジタルモニタ曜日時刻表示	E	○		
	(6) デジタルモニタ時刻修正機能	E	○		
	(7) 停電時自動切換動作	E	○		
	(8) 各故障検出信号出力 (回線・電源)	E	○		
	(9) 警報出力・LED表示機能	E	○		

第4章 子時計装置

項番	点 検 項 目	詳細表	1 年		備 考
1	《アナログ》東車両基地、麻生、北34条				背照式
	(1) 信号電圧測定	B	○		
	(2) 内部照明交換（蛍光管）	F	○		
	(3) 動作状態	E	○		
	(4) ケース及び内部清掃	A	○		
2	《アナログ》南郷7丁目～新さっぽろ・西車両基地				LED式
	(1) 信号電圧測定	B	○		
	(2) 動作状態	G	○		
	(3) ケース及び内部清掃	A	○		
3	《アナログ》南北線：各駅				集光式
	(1) 信号電圧測定	B	○		
	(2) 動作状態	G	○		
	(3) ケース及び内部清掃	A	○		

【令和5年度版】

札幌市高速電車電気設備保守業務委託

共通仕様書

札幌市交通局

高速電車部 電気課

1 適用範囲

本仕様書は、札幌市高速電車電気設備の保守業務委託に適用する。

2 保守の範囲

保守する設備の範囲並びに詳細については、特記仕様書に示された範囲とする。

3 適用諸規程及び基準等

保守に際しては、次の規程、要領、法律等に準用するものとする。

- (1) 札幌市鉄道事業安全管理規程
- (2) 高速電車施設及び車両に係る業務の委託に関する要領
- (3) 高速電車各種保安規程, 実施基準, 整備心得等
- (4) 作業認定者の取扱要領
- (5) 鉄道事業法
- (6) 電気事業法
- (7) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令
- (8) 電気設備の技術基準
- (9) 電波法
- (10) 消防法
- (11) 労働安全衛生法
- (12) その他関連法規類

4 提出書類

受託者は、契約締結後、次に掲げる書類を指定期限内に委託者担当係へ提出し、委託者の承諾を得なければならない。なお(1)～(4)項の変更時には速やかに変更届を提出し、委託者の承諾を得ること。

書 類	期 限	部数	備 考
(1) 業務着手届	契約後 5 日以内	2	労働保険関係成立済みの印及び労働保険番号を記載
(2) 保守業務組織表	同上	2	
(3) 業務主任経歴書	同上	2	
(4) 保守業務要員名簿	同上	2	経験年数を記載
(5) 緊急連絡表	同上	2	
(6) 安全衛生管理体制表	同上	2	労働安全衛生法に基づく
(7) 作業計画表	原則として作業実施月の前月 15 日まで	2	年間計画表は 4 月
(8) 作業実施報告書	速やかに	1	特記仕様書に指定がある場合は、特記仕様書による
(9) 業務完了届	完了時	1	通年業務委託については、支払い毎

5 作業日

作業日については、特記仕様書に指定がない場合は契約締結後、委託者と受託者が協議して決めるものとするが、最終決定は委託者が行うものとする。また、これに基づき作業計画表を作成するものとする。

6 検 査

- (1) 受託者は作業実施報告書を提出して委託者の承諾を得なければならない。
- (2) 上記(1)号により、不具合が指摘された場合は、委託者の指定期日までに手直しを行い、検査を受けるものとする。

7 損害の補償

受託者は作業中の過失により委託者及び第三者の施設・装置等に損害を与えた場合、ただちに委託者に申し出るとともに受託者の責任においてすみやかに補償復旧するものとする。

受託者の申し出がなく、後日この事実が認められた場合も同様とする。

8 保 証

受託者が作業完了後、当該施設及び装置に障害が発生し、その原因が受託者側の作業上のミスに起因する場合、または、委託者制定の整備基準に従って正しく作業しなかったためと委託者が判断した場合は、受託者は委託者の指示に従い無償にて修理復旧するものとする。

9 貸与品の管理

- (1) 受託者は、委託者より保守用部品、機材、予備品及び測定器等の支給並びに貸与を受け、また、返却する場合は、委託者と必要手続きを確実に行うものとする。また、貸与物品は、借用当事者が自主管理し、かつ返却することを原則とする。
- (2) 貸与品を長期間にわたり受ける場合は、受託者はその管理責任者を定めて管理に万全を期すものとする。
- (3) 交換済の旧部品は、委託者の指示なき場合、全てを委託者に返品するものとする。

10 緊急事態発生時の処理

本契約の当該施設及び装置に万一、突発故障等が発生した場合、委託者の連絡要請に対し、直ちに出勤し、委託者に協力して応急処置を行うこと。

障害原因が第8項に該当しないときも同様の処理方法とするが、この場合の契約は、特記仕様書に規定なきものについては別途行うものとする。

11 作業の管理

受託者（作業者）は、作業にあたり関係諸法令を遵守し、次記項目を厳守すること。

- (1) 作業日ごとの詳細作業計画及び作業者名簿を事前に委託者へ提出すること。
- (2) 作業者は、その所属を容易に識別できる服装・名札・腕章等を着用すること。なお、腕章については、委託者より貸与する。
- (3) 作業者は、受託者が発行した身分証明書を携帯すること。
- (4) 作業者は、現場での火災・盗難・その他事故防止につとめ、作業終了時には現場清掃及び諸用具類の撤去を確実にを行い、万一にも委託者の地下鉄運行に支障を与えないこと。
- (5) 作業者は、関係なき施設、場所等に委託者の許可なくして入らぬこと。なお、騒音・塵埃を発生する作業については、事前に委託者の許可を得ること。

12 安全教育

受託者は、作業者に対して、業務に関する安全・衛生のための教育を、行うものとする。

1 3 安全管理規程の遵守

- (1) 受託者は安全第一の意識を持って、札幌市鉄道事業安全管理規程で定める事項を遵守するとともに、輸送の安全を確保するために社内体制を整備し、業務従事者にはこれを徹底すること。
- (2) 受託者は、委託者の輸送事業に係る安全管理体制に積極的に協力をするとともに、輸送の安全を確保するため、委託者との密接な連携を図ること。

1 4 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

1 5 札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力

- (1) 受託者は、作業に従事する者へ本市の「環境方針」（別添）を周知し、本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させること。
- (2) 受託者は、本市環境マネジメントシステムに合致する形で遂行すること。

1 6 疑 義

本仕様書において、疑義が生じた事項については、委託者と事前に協議し、保守に遺漏のなきこと。

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPPORO』」の実現を目指してまいります。

2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局

業務名 時計装置保守（南北線・東西線）

内 訳 書

令和 5 年 度

時計装置保守（南北線・東西線）積算内訳書

金 円也

名 称	仕 様	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接人件費						
1. 南北線保守費						
1 年 点検 保全技師Ⅱ	日 中	H	40			
2. 東西線保守費						
1 年 点検 保全技師Ⅱ	日 中	H	121			
1 年 点検 保全技術員	日 中	H	38			
小 計						
直接物品費		式	1			
直接業務費		式	1			
業務管理費		式	1			
業務原価		式	1			
一般管理費		式	1			
保守業務費		式	1			
消費税相当額		式	1			10%
合 計						消費税等相当額を含む